

八峰町再生可能エネルギーの利用を目的とした施設の
建設に関する手続きガイドライン（改正版）

令和 8 年 7 月

八峰町商工観光課

目 次

○ 改正の主旨	1
I 対象となる施設	2
II 対象となる地域	2
III 調整事項	2～6
1 町に対する説明	3
2 近隣住民および地権者に対する説明	3～4
3 関係団体等に対する説明	4
4 環境影響評価の実施	4～5
5 施設完成後の維持管理	5
6 事故等への対応	5～6
IV 情報提供及び報告	6
V ガイドラインの見直し	6

様式第1号 再生可能エネルギー施設建設届出書

様式第2号 住民説明会等実施報告書

様式第 3 号 再生可能エネルギー施設建設工事着手届出書

様式第 4 号 再生可能エネルギー施設建設工事完了届出書

様式第 5 号 維持管理体制報告書

様式第 6 号 事業計画変更届出書

様式第 7 号 事業者情報変更届出書

様式第 8 号 事故等報告書

様式第 9 号 事業廃止等報告書

別紙 1 想定される法規制

別紙 2 添付書類一覧

別紙 3 様式記載要領

別紙 4 説明対象一覧

八峰町再生可能エネルギーの利用を目的とした施設の建設に関する手続きガイドライン

改正の趣旨

近年、再生可能エネルギー発電施設の導入が進む一方で、施設完成後の維持管理や事故発生時の対応、事業者情報の変更、事業終了後の取扱いなどが課題として指摘されております。

また、国においては再生可能エネルギー特別措置法の改正等により、事業者に対する指導監督の強化や、地域との共生を重視した制度運用が進められております。

こうした状況を踏まえ、本町においても、再生可能エネルギー施設の適切な維持管理及び地域との情報共有を図るため、現行ガイドラインの見直しを行うものであります。

今回の改正では、新たな規制を設けるものではなく、施設完成後の維持管理体制の明確化、事故等発生時の報告、事業計画や事業者情報の変更時の情報共有、事業終了時の対応等について整理し、事業者と町との連携強化を図ることとしております。

八峰町再生可能エネルギーの利用を目的とした施設の建設に関する手続きガイドライン

本ガイドラインは、本町の区域内における再生可能エネルギーの導入を促進するため、事業者と町との調整手順を示すとともに、事業者に求める事項を明らかにすることで、再生可能エネルギーの利用を目的とした施設の建設等を円滑に進めることを目的とする。

I 対象となる施設

事業規模にかかわらず、次に掲げる発電事業を目的とした施設の新設、増設または住民の生活に大幅な影響が及ぶ可能性のある改修（以下「建設等」という。）を対象とする。

ただし、一般住宅等で自家消費を主な目的とした発電設備については対象外とする。

1. 風力発電施設
2. 太陽光発電施設
3. 小水力発電施設
4. その他発電施設

II 対象となる地域

本ガイドラインは、町内全域を対象とする。ただし本町の区域外であっても、本町に影響を及ぼすおそれがある場合は、本ガイドラインを適用する。

III 調整事項

本町の区域内で建設等の計画を有する事業者は、次の手続きを実施するものとする。

なお、このガイドラインにおいて「住民等」とは、近隣住民、地権者その他事業の実施により影響を受けるおそれのある者をいう。

1. 町に対する説明

（ア）事前協議（届出）

- ① 建設等の計画概要が明らかとなった時点で、再生可能エネルギーの利用を目的とした施設の建設に係る届出書（様式 1）を商工観光課へ提出すること。
- ② 建設等の許認可手続きまたは事業計画区域において想定される法規制（別紙 1）について、事前に関係課と十分協議すること。

（イ）環境影響評価の報告

- ① 環境影響評価を実施した場合は、町に対して資料を添えて報告すること。

（ウ）事業に関する説明の実施報告

- ① 近隣住民、地権者および関係団体に対しては、事業に関する説明を実施することとし、国ガイドラインに準じて住民説明会等実施報告書（様式第 2 号）に議事録その他必要な資料を添えて提出すること。

（エ）工事に関する留意点

- ① 工事に着手しようとするときは、再生可能エネルギーの利用を目的とした施設の建設工事の工事着手届出書（様式第 3 号）を商工観光課へ提出すること。
- ② 工事の着手後において、工事の中断（長期間にわたるものに限る。）、中止又は施工計画の変更をしようとするときは、事業計画変更届出書（様式第 6 号）又は書面（様式任意）で商工観光課へ届け出ること。
- ③ 工事が完成したときは、再生可能エネルギーの利用を目的とした施設の建設工事の工事完了届出書（様式第 4 号）を商工観光課へ提出すること。
- ④ 工事による周辺環境への影響が認められた場合は、改善のための措置を講じること。

2. 近隣住民および地権者に対する説明

（ア）事前説明

① 建設等の計画概要が明らかとなった時点で、近隣住民および地権者その他事業の実施により影響を受けるおそれのある者に対して、事業の概要について事前に説明会を実施すること。

② 説明会の際に住民等により意見があった場合は、適切に回答と対応を心がけること。

（イ）環境影響評価の報告

① 環境影響評価を実施した場合は、住民等に対して資料を添えて報告すること。

（ウ）工事着手、経過および完了の報告

① 工事の着手、経過および完了の各段階で住民等に対して報告すること。

3. 関係団体等に対する説明

（ア）事前説明

① 建設等の計画概要が明らかとなった時点で、関係団体等に対して、事業の概要について事前に説明会を実施すること。

② 説明会の際に関係団体等により意見があった場合は、適切に回答と対応を心がけること。

（イ）環境影響評価の報告

① 環境影響評価を実施した場合は、関係団体等に対して資料を添えて報告すること。

（ウ）工事着手、経過および完了の報告

① 工事の着手、経過および完了の各段階で関係団体等に対して報告すること。

4. 環境影響評価の実施

（ア）環境影響評価の実施

① 事業者は、建設等に係る環境影響評価の実施にあたっては、環境保全および景観等の地域特性に配慮した調査および評価に努めること。

（イ）環境影響評価の公表

- ① 事業者は、環境影響評価を実施した場合は、遅滞なく公表するよう努めること。

5. 施設完成後の維持管理

（ア）維持管理責任者等の報告

- ① 事業者は、施設の運転開始までに、維持管理責任者及び緊急連絡先について、維持管理体制報告書（様式第5号）を提出すること。
- ② 維持管理責任者又は緊急連絡先に変更が生じた場合は、事業者情報変更届書（様式第7号）により報告すること。

（イ）維持管理体制の確保

- ① 事業者は、施設の適切な維持管理に努めるとともに、住民等からの問い合わせに対応できる体制を確保すること。

（ウ）長期停止時の情報提供

- ① 発電設備の運転をおおむね6か月以上停止しようとするときは、その理由及び今後の対応方針について、町へ情報提供するよう努めること。

6. 事故等への対応

本項における事故等とは、施設の破損、飛散、火災、油漏れその他周辺環境又は住民生活に影響を及ぼすおそれのある事象をいう。

（ア）事故等発生時の報告

- ① 施設の破損、飛散、火災その他周辺環境又は住民生活に影響を及ぼすおそれのある事故等が発生した場合は、事業者は速やかに町へ報告するとともに、事故等報告書（様式第8号）を提出すること。

（イ）再発防止

- ① 事業者は、事故等の原因を確認するとともに、必要な再発防止措置を講じるよう努めること。

Ⅳ 情報提供及び報告

(ア) 事業計画変更時の報告

- ① 事業区域、施設規模その他事業計画に重要な変更が生じた場合は、事業計画変更届出書（様式第 6 号）により届け出ること。

(イ) FIT 認定及び FIP 認定に係る情報提供

- ① FIT 認定又は FIP 認定に係る重要な変更、認定失効又は認定取消があった場合は、町へ情報提供するよう努めること。なお、情報提供に当たっては任意様式によるものとする。

(ウ) 事業者情報の変更

- ① 事業者の名称、所在地、代表者又は連絡先に変更があった場合は、事業者情報変更届出書（様式第 7 号）により報告すること。

(エ) 事業終了時の対応

- ① 事業を廃止しようとするときは、事業廃止等報告書（様式第 9 号）により報告するとともに、施設の撤去又は継続的な維持管理に関する方針について報告すること。

Ⅴ ガイドラインの見直し

本ガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直すこととする。

別紙 1 想定される法規制

事業計画を円滑に進めるため、あらかじめ確認が必要になると思われる根拠法令、規制の内容及び関係機関を次のとおり記す。

根拠法令	規制の内容	関係機関
国土利用計画法	一定面積以上の土地取引等の届出	企画政策課
都市計画法	都市計画区域内の開発行為に係る許可	建設課
農地法	農地転用の許可	農業委員会
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域内の農用地区域からの除外	農林水産課
河川法	河川区域内における建設、作業の許可	山本地域振興局建設部企画・用地課
海岸法	海岸保全区域、一般公共海岸区域内における建設、作業の許可	山本地域振興局建設部企画・用地課
港湾法	港湾区域、港湾隣接区域における水域専用の許可	県港湾空港課
漁港漁場整備法	漁港区域内水域における建設、作業の許可	山本地域振興局農林部農村整備課
環境影響評価法・秋田県環境影響評価条例	事業実施が環境に及ぼす影響に関する調査、予測、評価	県環境保全課
自然公園法・秋田県立自然公園条例	国立公園、国定公園、県立自然公園内における建設、作業に対する許可または届出	東北地方環境事務所・県自然保護課
自然環境保全法・秋田県自然環境保全条例	自然環境保全地域内における開発に対する許可	県自然保護課
森林法	林地開発の許可または保安林内における作業の許可	山本地域振興局農林部森づくり推進課
砂防法・秋田県砂防施行細則	砂防指定区域内における行為制限に対する許可	建設課

根拠法令	規制の内容	関係機関
急傾斜地法	急傾斜地崩壊危険区域内における行為制限に対する許可	山本地域振興局建設部企画・用地課
地すべり等防止法	地すべり等防止区域内における行為制限に対する許可	山本地域振興局建設部企画・用地課
文化財保護法・秋田県文化財保護条例	埋蔵文化財包蔵地における工事の届出	生涯学習課
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	特別保護地域内における制限に関する許可	山本地域振興局農林部森づくり推進課
絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律	生息地等保護区内における制限に対する許可	県自然保護課
秋田県の景観を守る条例	沿道、沿線地域内における建設の届出	企画政策課
騒音規制法	指定地域内における特定建設作業の許可	防災町民課
振動規制法	指定地域内における特定建設作業の許可	防災町民課
建築基準法	建設にあたっての建築確認申請	建設課
消防法	使用建材の制限および蓄電池設備の許可	能代山本広域消防本部
道路法	車両の車載重量、大きさ等の制限に対する許可	能代警察署
航空法	航空障害灯の設置に関する届出	国土交通省東京航空局
電波法	電波障害防止区域における建設の届出	東北総合通信局電波利用環境課

別紙 2 添付書類一覧

様式		添付書類
様式第 1 号	再生可能エネルギー施設建設届出書	位置図、配置図、事業概要書、発電設備概要書、関係法令手続一覧
様式第 2 号	住民説明会等実施報告書	議事録、配布資料、出席者名簿（任意）、説明対象一覧（別紙 4）
様式第 3 号	工事着手届出書	工程表、施工体制図、位置図（変更がある場合）
様式第 4 号	工事完了届出書	完成写真、完成配置図（変更がある場合）
様式第 5 号	維持管理体制報告書	維持管理体制図、保守点検体制資料、緊急連絡体制図
様式第 6 号	事業計画変更届出書	変更内容が確認できる資料、変更後配置図
様式第 7 号	事業者情報変更届出書	登記事項証明書の写し等、変更内容が確認できる資料
様式第 8 号	事故等報告書	位置図、写真、事故概要資料、再発防止資料（後日提出可）
様式第 9 号	事業廃止等報告書	撤去計画書（又は利用計画書、譲渡計画書等）、維持管理計画書、位置図

添付書類は、事業内容に応じて必要なものを提出するものとし、町長が不要と認める場合は、省略することができる。

別紙 3 様式記載要領

●共通事項

- ① 各様式は日本語で記載すること。
- ② 電子申請の場合は PDF 又は電子データを添付すること。
- ③ 記載事項に変更が生じた場合は速やかに届け出ること。
- ④ 添付書類については別紙 2 によること。

○様式第 1 号__再生可能エネルギー施設建設届出書

(発電出力)

設備認定申請時の出力を記載すること。

(位置図)

縮尺は任意とする。

(配置図)

発電設備の配置が確認できるものを添付すること。

○様式第 2 号__住民説明会等実施報告書

(説明対象)

近隣住民、地権者その他影響を受けるおそれのある者を記載すること。

(議事録)

概要版でも可とする。

○様式第 5 号__維持管理体制報告書

(維持管理責任者)

施設管理に関する責任を有する者を記載すること。

(緊急連絡先)

事故等発生時に連絡可能な電話番号を記載すること。

○様式第 8 号__事故等報告書

(事故内容)

事故の概要を記載すること。

(原因)

原因調査中の場合は「調査中」と記載すること。

(再発防止策)

検討中の場合は後日提出でも可とする。

別紙 4 説明対象一覧

区分	例
自治会	自治会長等
漁業関係者	漁協等
農業関係	土地改良区等
道路関係	道路管理者
その他	町長が必要と認める者